

函館工業高等専門学校探究推進室要項

令和6年4月18日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)KOSENコモンズセンター規程（令和5年3月20日函高専達第20号。以下「センター規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、本校探究推進室に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 探究推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 探究教育に関する企画、立案及び支援に関すること。
- 二 探究教育に係る学科等及び各委員会等との連絡調整に関すること。
- 三 探究教育の検証に関すること。
- 四 その他探究教育に関すること。

(組織)

第3条 教育推進室に、センター規程第5条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者を置く。

- 一 室員
- 二 その他校長が必要と認めた者

(室員)

第4条 室員は、次に掲げる者とし、室長の命を受け、その業務を処理する。

- 一 各学科（生産システム工学科を除く。）、一般系並びに生産システム工学科の各コースの教員（室長が所属する学科等を除く。）
- 2 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 探究推進室の事務は、総務課及び学生課が業務内容に応じて処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、探究推進室に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。